

第4回 光市中学校部活動改革推進協議会
文化芸術活動推進部会 要項

令和7年10月20日（月）

光市教育委員会 2階会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 議事

(1) 所管説明

進捗状況について

(2) 協議事項

ア 情報発信について

イ 部活動の地域移行に係る支援について

ウ 指導者研修会の実施について

エ 吹奏楽の地域移行に向けて

(3) その他

4 閉会

第4回 光市中学校部活動改革推進協議会文化芸術活動推進部会 参加者一覧

1 文化芸術活動推進部会（7名）

○…新任

番号	区分	所 属 等	氏 名	備 考
1	部 長	光市中学校文化連盟会長（大和中中学校校長）	福岡 栄治	
②	教職員	教頭会代表（大和中中学校教頭）	安地佐緒里	
3	教職員	光市中学校文化連盟担当（光井中学校教諭）	金光 修一	
4	地 域	光文化協会会長	原田歌鶴恵	
5	地 域	ひかり吹奏楽団団長	柴崎 宏充	
6	P T A	光市P T A連合会副会長（上島田小）	石川 友士	
⑦	行 政	教育委員会文化・社会教育課長	久山亜紀子	

2 事務局（教育委員会）

番号	区 分	所 属 等	氏 名	備 考
1	行 政	部活動改革推進室長 兼部活動改革推進係長	宮本 佳典	
2	行 政	文化・社会教育課文化振興係長 兼部活動改革推進室文化芸術担当係長	山下 俊一	
3	行 政	スポーツ推進課スポーツ推進係長 兼部活動改革推進室スポーツ担当係長	小田亜紀子	
4	行 政	学校教育課（指導主事） 兼部活動改革推進室学校部活動担当職員	宮内秀一郎	
5	行 政	部活動改革推進室部活動改革推進係	増本 晃太	
6	行 政	部活動改革コーディネーター	大野 秀生	

光市地域クラブ活動団体登録一覧
(スポーツ活動団体：26団体、文化芸術活動団体：13団体、その他公認団体：17団体)



【スポーツ活動団体】

R7.10.18 時点 HP掲載の登録団体

項番	団体・クラブ名	活動内容	参加対象	定員	活動日時・活動場所	会費等
1	光市剣道スポーツ少年団	剣 道	小学6年生 中学生	なし	火・木曜日 18:30～20:00 光市スポーツ館 土曜日 16:00～17:30 光市スポーツ館	会費1,500円/月 (保険料800円/年)
2	光クラブユース	ソフトテニス	中学生	20名程度	月・木曜日 19:00～21:00 大和総合運動公園 土曜日 13:00～16:00 大和総合運動公園	入会金5,000円 会費5,000円/月 (保険料800円/年)
3	光柔道スポーツ少年団	柔 道	未就学児 小学生・中学生	5名程度	月・木曜日 17:30～19:00 光市スポーツ館 土曜日 14:00～16:00 光市スポーツ館	会費1,500円/月 (登録料、保険料別)
4	HIKARI GLITTERS	バスケット ボール	中学生（女子）	なし	水曜日 19:00～21:00 光井小学校体育館 金曜日 19:30～21:00 光井小学校体育館 ※月曜日 17:30～19:30 土曜日17:00～19:00 日曜日 16:00～19:00 以上が「リイズ」光 ※月土日のうち練習可能な2日	登録費4,000円 会費3,000円/月 (保険料800円/年)
5	NEXSTARS光	バスケット ボール	小学5年～ 中学3年生 (女子)	なし	月曜日 19:00～21:00 島田中学校 水曜日 19:00～21:00 室積中学校 金曜日 19:00～21:00 光井中学校 日曜日 9:00～12:00 光市勤労者体育センター	会費3,000円/月 (クラブ生:3,000円 /練習生:2,000円) 登録料、保険料別
6	光ジュニア	バドミントン	中学生	10～15名	水曜日 17:00～19:00 光市総合体育館 土曜日 13:00～15:00 上島田小学校	会費2,000円/月 (保険料別)
7	Mix Nuts	バスケット ボール	中学生	20名	火曜日 19:00～21:00 浅江中学校 水曜日 19:30～21:30 大和中学校 木曜日 18:00～20:00 大和スポーツセンター 土曜日 9:00～12:00 大和スポーツセンター ※土曜日は時間、場所の変更あり	入会金4,000円 (JBA登録料2,000円、 保険料800円/年含む) 会費5,000円/月
8	HIKARI WINGS	バスケット ボール	中学生（男子）	15名	月・水曜日 19:00～21:00 大和小学校体育館 金曜日 19:00～21:00又は18:30～20:30 ※随時決定 日曜日 19:00～21:00 大和中学校体育館	入会金5,000円 (JBA登録料、他登録料、 保険料含む) 会費3,000円/月 (練習生2,000円)
9	光フットボールクラブ	サッカー	中学生	なし	火・水・木曜日 18:00～20:00 光スポーツ公園 土曜日 15:00～18:00 光スポーツ公園	入会金10,000円 会費3,000円/月 (保険料別)
10	壮心館空手クラブ	空手道	小学生～一般	なし	火曜日 17:45～19:15 三井小学校体育館 土曜日 18:30～20:00 島田中学校武道館	会費1,500円/月 (保険料800円/年)
11	室積空手クラブ	空手道	中学生	なし	火曜日 18:00～20:00 室積小学校体育館 水曜日 19:30～21:00 室積小学校体育館 土曜日 18:00～19:30 室積小学校体育館	入会金2,000円 会費1,500円/月 (保険料1,450円/年)
12	武心会周防支部	空手道	5歳以上	10名	月曜日 18:30～20:00 周防小学校体育館 木・土曜日 18:00～19:30 周防小学校体育館	会費1,500円/月 (保険料800円/年)
13	元修館光支部 スポーツ少年団	空手道	小学生・中学生	なし	火曜日 18:00～19:30 光市スポーツ館 木・土曜日 18:00～19:30 島田小学校体育館	会費1,500円/月 (保険料1,450円/年)
14	光市弓道連盟	弓 道	中学生	3～7名	水曜日 19:30～21:30 TAIKOｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ田布施 土曜日 10:00～12:00 TAIKOｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ田布施	会費1,500円/月 (保険料1,450円/年)
15	光排球倶楽部	バレーボール	中学生（女子）	なし	水曜日 17:00～19:00 光市勤労者体育センター 土曜日 8:30～11:30 光市勤労者体育センター ※土曜日は市内中学校バレーボール部の合同練習会	(当面) 会費500円/月 (保険料800円/年)
16	チームα (チームアルファ)	卓 球	小学生・中学生	10名程度	火曜日 18:00～20:00 光市総合体育館 (FreeSportsClub HIKARI(卓球)内) 木曜日 19:00～21:00 光井中学校柔剣道場 ※試合に出場する場合は別日も練習あり	入会金等2,000円/年 (保険料800円、その他 登録料600円含む) 会費1,500円/月
17	Bear Fruit 大和	バスケット ボール	小学5年～ 中学3年生	15名	月・水曜日 17:30～19:30 旧三輪小学校体育館（自由参加） 火・木曜日 18:30～20:30 大和小学校体育館 土曜日 11:00～14:00 大和小学校体育館	1,500円/月 (保険料800円/年)
18	山口合気会光道場	合気道	小学生～一般	なし	月・水・金曜日 20:00～21:30 光市スポーツ館	入会金3,000円 会費2,000円/月 一般のみ3,000円/月 (保険料800円/年)
19	少林寺拳法光峨嵋山支部 スポーツ少年団	少林寺拳法	中学生	40名	毎週木曜日・金曜日・土曜日 19:00～20:00 普賢寺境内	兼籍年度会費4,000円 会費500円/月 (保険料800円/年)
20	ひかりクラブ (競技水泳)	競技水泳	中学生～一般	30名程度	火・木・金曜日 17:00～19:00 スポーツ交流村 土曜日・祝日 13:00～15:00 スポーツ交流村	会費5,000円/月 入会金500円 水泳連盟登録料1,800円 (保険料800円/年)
21	WM・F C	サッカー	中学生	40名	水・金曜日 9:00～21:00 大和運動総合公園 土・日曜日(いずれか) 18:00～20:00 下松市民運動場	入会金2,000円 (保険料含む) 会費300円/回
22	光卓球スポーツ少年団	卓 球	幼稚園・保育園児～ 高校生	若干名	火・金曜日 19:30～21:30 テクニクス研修センター 水曜日 20:00～21:30 光市スポーツ館 土曜日 15:00～17:00 光井中学校武道場	会費1,000円/月 ※入会時及び年度初め1,500円 (保険料800円/年)
23	S E E D S	卓 球	中学生	4名	火・金曜日又は水・金曜日 18:00～20:00 光市勤労者体育センター ※土日は大会等必要に応じて決定	入会金2,000円 (登録料、保険料含む) 会費3,000円/月
24	浅江空手クラブ	空手道	小学生・中学生	なし	火曜日 19:00～20:00 浅江中学校武道場 金曜日 17:50～19:20 浅江小学校体育館 土曜日 18:30～20:00 浅江中学校武道場	入会金2,000円 会費1,500円/月 (保険料800円/年)
25	光R a y s	軟式野球	中学生	なし	(当面) 水・木・土曜日 光市内グラウンド ※長期休業中は適宜	会費1,500円/月 (保険料1,000円/年)
26	大和走ろう会	陸上競技	中学生	20名程度	水曜日 17:50～19:00 アデリーーホシパーク 土曜日 17:30～19:00 光高校陸上競技場 ※種目や季節によって時間及び場所の変更有	年会費2,000円 月謝1,000円 (陸連登録費、保険料別)

【文化芸術活動団体】

項番	団体・クラブ名	活動内容	参加対象	定員	活動日時・活動場所	会費等
1	メンズコール光	男声合唱	中学生（男子）	なし	木曜日 19:30～21:00 室積コミュニティセンター	会費500円/月（保険料別）
2	混声くまげ「if」	混声合唱	中学生	なし	金曜日 19:00～20:30 ゆめプラザ熊毛	会費500円/月（保険料別）
3	たぶせ少年少女合唱団	少年少女合唱	中学生	なし	土曜日 9:30～12:00 西田布施公民館 日曜日 18:00～20:00西田布施公民館 ※4・5月休み	会費750円/月（保険料別） Tシャツ購入1,300円
4	光市民合唱団	混声合唱	中学生	なし	火曜日 19:20～21:00 光井コミュニティセンター	会費1,000円/月 （保険料別）
5	光短歌クラブ	短 歌	中学生	20名	第1土曜日 10:00～ 光井コミュニティセンター 第3土曜日 10:00～ 浅江コミュニティセンター 第1水曜日 17:00～ 島田コミュニティセンター	会費無料 （保険料800円/年）
6	光花っこクラブ	華 道	小学生・中学生	10名	第2土曜日 10:00～12:00 地域づくり支援センター	花材費1,000円/1回 （保険料800円/年）
7	墨州会	水墨画	中学生	6名	①第1・3土曜日 9:00～11:00 地域づくり支援センター ②第4土曜日 13:00～16:00 室積コミュニティセンター ※①又は②のいずれかに参加	会費300円/月 （保険料800円/年）
8	フレンド山口	写 真	中学生	10名	第3土曜日 13:00～15:00 地域づくり支援センター ※年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）	会費2,400円/年 （400円/1回） （保険料800円/年）
9	吟詠宝山流麒麟会	詩 吟	小学生・中学生	なし	第2・4水曜日 18:00～19:00 大和コミュニティセンター	会費無料 （保険料800円/年）
10	吉優美会	日本舞踊	中学生	8名	木曜日 17:30～18:30 島田コミュニティセンター	会費2,000円/月 （保険料800円/年）
11	光風流山陽吟詠会 さくら支部	詩 吟	小学生・中学生	なし	月2回火曜日 18:00～19:00 室積コミュニティセンター	会費無料 （保険料800円/年） 別途、資料代、イベント参加費
12	光風流山陽吟詠会 浅江第一支部	詩 吟	小学生・中学生	なし	水曜日 19:00～20:30 浅江ふれあいセンター	会費無料 （保険料800円/年）
13	光邦楽クラブ	邦楽（琴、尺八）	中学生、高校生	10名程度	月2回土曜日 午前中 市内施設	会費1,000円/月 （保険料800円/年）

【その他公認団体】

項番	団体・クラブ名	活動内容	参加対象	定員	活動日時・活動場所	会費等
1	ひかり探Qプロジェクト	光市の探究活動	中学生・高校生	5名程度	個人のペースに合わせて随時（毎月1回程度） 光市教育委員会、地域づくり支援センター等	会費無料 （保険料800円/年）
2	B & G光スポーツ交流村 海洋クラブ	セーリング	小学5年～中学生	18名	通年の第3土曜日及び日曜日 山口県スポーツ交流村（光市光井）	基本料金8,000円/年 各回参加料
3	中学生リーダー養成講座 ・光ジュニアクラブ	野外活動等	中学生・高校生	100名程度	野外活動等 年間13回（月1回）程度 ボランティア活動 年間9回程度 ※活動場所は講座ごとに設定（周防の森ロッジ他）	保険料200円/年 Tシャツ代2,600円程度 ※その他講座によって参加費を徴収
4	日本ボーイスカウト 光第2団	ボーイスカウト	小学1年生以上	なし	月1～2回 土曜日・日曜日「野外活動」 2ヶ月に1回 キャンプ 周防の森ロッジ他	登録費5,700円/年（保険料含） 団費5,000円/年 会費1,500円/月
5	光お抹茶クラブ	茶 道	小・中学生 高校生	10名	第1・3土曜日 10:00～12:00 大和コミュニティセンター	会費1,500円/月 （保険料800円/年） ※入会時に教材費がかかります。
6	手芸クラブ・布あそび	手 芸	中学生	なし	第1・3日曜日 13:00～16:00 大和コミュニティセンター	会費無料 （保険料800円/年）
7	子ども未来応援団 N-Dance moving	ダンス	幼・保 小・中学生 高校生	各クラス 20名程度	月曜日、火曜日、土曜日（年10～24回） 地域づくり支援センター、三島コミュニティセンター 室積コミュニティセンター ※詳細はホームページ参照	入会金1,500円 会費500～3,000円/月 （クラスにより異なる） （保険料800円/年）
8	フルートオーケストラHIKARI	フルート	小学3年生～	なし	月2回土曜日 18:00～19:30 光井コミュニティセンター	入会金10,000円 会費4,000円/月
9	プログラミングラボ ひかり	プログラミング 情報処理	小学4年～高校生	10名	毎週平日2回 コワーキングスペース ヒカリバ ※「07 ランダラ」 「CoderDojo」 にも参加できます。 （毎月1回以上、土日祝のいずれかに開催）	会費2,000円/月 （保険料含む） ※教材や機材等を準備して いただく場合があります。
10	Real Learning部	地域貢献活動	中学生	なし	月2回程度 16:00～18:00頃 地域コミュニティセンター他 ※イベントが土日祝日の場合は日中の活動	会費1,000円/年 （保険料800円/年） ※イベント企画ごとに 材料費がかかります。
11	アトリエまるこ	クラフトバンド手芸	中学生・高校生	5名	毎月第2・第4土曜日 10:00～12:00 中島田2丁目16-13	会費3,000円/月 ※入会時にハサミ代（¥1,500円） がかかります。 （保険料800円/年）
12	ひかり太鼓保存会	和太鼓	小学生・中学生	5名程度	金曜日 19:00～21:00 光市民ホール ※会場の都合により変更になる場合があります。	会費1,000円/月 （保険料800円/年）
13	BONDクライミングクラブ	スポーツクライミング	中学生	10名	火曜日・金曜日 18:00～19:30 BONDクライミングジム 室積2丁目10-5	初回登録料1,000円 会費5,000円 レンタルシューズ 300円/回 （保険料800円/年）
14	ひかり茶道クラブ	茶 道	初級 小・中・高校生 上級 中・高校生	初級20名 上級2名以上	初級 第1・3土曜日 10:00～11:30 室積コミュニティセンター 上級 月3回火曜日又は水曜日 16:30～18:00 土曜日 15:00～16:30 室積市延10-37	初級 会費1,500円/月 上級 会費3,000円/月 （保険料800円/年）
15	光アートクラブ	美 術	中学生	30名程度	月に2回程度（土曜日） 9:00～12:00 島田中学校	会費3,000円/月 （別途材料費がかかります） 保険料800円/年
16	D-SEED	イラスト、造形	小学生～高校生	10名	木曜日 19:00～20:00 コワーキングスペース ヒカリバ	会費2,000円/月 （保険料800円/年）
17	ストリートダンススタジオ J. FELLOW	ストリートダンス	小学生・中学生	なし	木曜日 20:00～21:00 土曜日 18:00～19:00 ※いずれかに参加 ストリートダンススタジオ J. FELLOW 中島田2丁目17-20	会費4,000円/月 （保険料800円/年）

令和7年度光市地域クラブ活動団体体験会第2弾 実施要領

1 趣旨

本市の地域クラブ活動団体の活動内容等を周知するとともに、生徒の加入促進を図ることを目的に、各団体が光市総合体育館などの市の施設を利用して体験会等を実施するにあたり、教育委員会が開催の支援をするもの。

2 主催

光市教育委員会（部活動改革推進室）

※共催：光市スポーツ協会、公益財団法人光市スポーツ振興会、光文化協会など

3 対象及び実施

各光市地域クラブ活動団体

4 会場

光市総合体育館、大和スポーツセンター、光市民ホール、地域づくり支援センターなど（市内小中学校体育館、市内公共施設でも実施できます。）

5 会場使用料

無料（全額免除）

※ただし、空調設備を使用した場合は、空調設備使用料がかかります。

（光市民ホールは除く）

6 実施期間

令和7年12月1日～令和8年3月31日

7 実施要領（スケジュール）

- ① 11月中旬 体験会を希望する地域クラブ活動団体の募集 →教育委員会へ届出
※各団体で体験会等を実施する日時を事前に施設管理者と調整
※実施する回数は問いませんが、地域づくり支援センターでの実施は各団体年2回まで
- ② 11月下旬 体験会年間スケジュール（チラシ）を市内小中学校へ配布
「光市中学校部活動の地域移行情報サイト」に掲載
- ④ 12月～ 随時体験会実施 ※12月以降でも体験会実施の申請は可能

8 周知方法

- （1）「光市中学校部活動の地域移行情報サイト」に掲載
- （2）市内小中学校にチラシ（年間スケジュール）を配布（11月下旬）
※その他（SNS等）の周知は各団体で実施してください。

9 その他

- （1）体験会中の事故については、実施する団体の責任において対処してください。
- （2）体験会としてのメニューで実施してください。
- （3）体験会終了後は、報告書を提出してください。

「地域クラブ活動出張体験会」実施要領

1 趣旨

令和8年度から部活動の地域移行が本格運用となるにあたり、こどもたちが地域クラブ活動団体の活動に関心をもつ機会を創出するとともに、団体への加入を促進することを目的に、市内小学校において地域クラブ活動団体による出張体験会を実施するもの。

2 実施概要

(1) 対象及び実施

実施可能な文化芸術系の地域クラブ活動団体

※これまでの部活動にない種目に触れてもらうことや、文化芸術系の活動団体の中学生の加入状況が低調なことなどから、スポーツ以外の団体に絞って実施

(2) 会場

市内小学校8校

(3) 実施期間

学校名	日にち	時間	参加対象
浅江小学校	11月6日(木)	14:05～15:40	6年生(128人)
上島田小学校	11月14日(金)	14:15～15:00	5、6年生(24人)
周防小学校	11月19日(水)	12:30～13:15	5、6年生(21人)
光井小学校	11月21日(金)	10:30～11:15	6年生(41人)
大和小学校	11月25日(火)	14:55～15:40	6年生(33人)
室積小学校	11月28日(金)	14:00～14:45	5、6年生(73人)
三井小学校	12月17日(水)	13:20～14:05	6年生(32人)
島田小学校	12月18日(木)	14:00～14:45	5、6年生(59人)

(4) 実施内容

各団体による簡単な体験や団体の説明を行う。

(案1) 体育館でブースを設けて実施

(案2) 各教室に分かれて実施

※実施する学校ごとに調整します。

3 周知方法

実施する学校の小学5、6年生にチラシを配布

光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動の実現に向けた体制を整備するため、地域クラブ活動を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域クラブ活動団体 地域でのスポーツ活動や文化芸術活動等を通じて、子どもたちの健全育成を図ることを目的とした団体で、光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録を受けたものをいう。
- （2） スポーツ活動団体 地域クラブ活動団体のうち、山口県スポーツ協会等が主催する大会への出場を目指すものをいう。
- （3） 文化芸術活動団体 地域クラブ活動団体のうち、光文化協会の部門にある活動をするものをいう。
- （4） その他公認団体 地域クラブ活動団体のうち、前2号のいずれにも該当しないものをいう。

（地域クラブ活動団体）

第3条 地域クラブ活動団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 国が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること。
- （2） 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行し、必要に応じて公の場で承認を受けていること。
- （3） 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- （4） 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入していること。

(代表者及び指導者)

第4条 地域クラブ活動団体には、代表者及び指導者を置かなければならない。

ただし、代表者が指導者を兼ねることを妨げない。

2 代表者は、地域クラブ活動団体を代表し、当該団体の運営を統括する。

3 指導者は、地域クラブ活動団体における活動の実技等の指導を行う。

4 指導者のうち少なくとも1人以上は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者でなければならない。

(1) スポーツ活動団体 光市スポーツ協会に加盟する団体に所属する者又は光市スポーツ少年団の指導者として登録を受けている者で、公認指導者資格を保有しているもの又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したもの

(2) 文化芸術活動団体 光文化協会に加盟する団体に所属し、及び教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者

(3) その他公認団体 教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者
(代表者及び指導者の責務)

第5条 地域クラブ活動団体の代表者及び指導者は、当該地域クラブ活動団体に加入する生徒に対して、次に掲げる事項の責務を負うものとする。

(1) 地域クラブ活動団体の活動内容に関する指導

(2) 安全な活動のための知識及び技能の指導

(3) 大会、練習試合その他の活動の引率

(4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理

(5) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者及び学校への連絡その他の必要な対応

(登録の申請等)

第6条 地域クラブ活動団体の登録を受けようとする団体の代表者は、地域クラブ活動団体登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の運営に関する規約
 - (2) 第4条第4項の要件に該当する指導者に係る公認指導者資格証又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したことがわかる書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、当該申請をした団体が地域クラブ活動団体として適当であると認めるときは、当該団体を地域クラブ活動団体として登録し、当該団体に地域クラブ活動団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 地域クラブ活動団体の代表者は、第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、地域クラブ活動団体登録事項変更届出書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 4 地域クラブ活動団体の代表者は、地域クラブ活動団体の登録を取り消そうとするときは、地域クラブ活動団体登録取消申請書（様式第4号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 5 教育委員会は、前項の規定による申請があったとき、地域クラブ活動団体が第3条若しくは第4条の規定に該当しなくなったとき、又は地域クラブ活動団体として登録することが不適当と認めるときは、地域クラブ活動団体の登録を取り消し、当該団体に地域クラブ活動団体登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（適正な運営の確保等）

第7条 地域クラブ活動団体の適正な運営を確保するために、教育委員会は必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月26日から施行する。

○光市中学校部活動改革推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 光市内中学校生徒のスポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を確保し、体力や技能の向上を図るとともに、部活動に伴う教職員の負担を軽減するため、部活動の在り方や地域移行について検討する光市中学校部活動改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動改革に係るスポーツ・文化芸術活動の仕組みづくりに関すること。
- (2) 部活動の地域移行の円滑な推進のための具体的施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 地域スポーツ・文化芸術活動団体の代表者
- (3) 学校の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は1年（4月1日から翌年3月31日まで）とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(代表者会議)

第6条 協議会の議決機関として、協議会に代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、第2条に規定する所掌事項について協議又は検討をし、その結果について教育委員会に報告するものとする。
- 3 代表者会議に属する委員（以下「代表委員」という。）は、教育委員会が指名する。
- 4 代表者会議は、代表委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会長は、必要に応じて代表者会議に代表委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第7条 専門的な事項について審議するため、協議会に次に掲げる部会を置く。

（1） スポーツ活動推進部会

（2） 文化芸術活動推進部会

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部長及び副部長各1人を置く。
- 4 部長は会長が指名し、副部長は部長が指名する。
- 5 部長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 第5条の規定にかかわらず、部会の会議は、部長が招集し、部長がその議長となる。
- 8 部長は、部会の会議の経過及び結果について代表者会議に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、光市教育委員会部活動改革推進室、学校教育課、スポーツ推進課及び文化・社会教育課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。